聖籠町職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十一日

聖籠町長　渡邊廣吉

聖籠町規則第五号

聖籠町職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

聖籠町職員の管理職手当に関する規則（平成三年聖籠町規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二及び別表第三中「二二五、〇〇〇円」を「一九五、七〇〇円」に改める。

附　則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。